

鋼船規則

P 編

海洋構造物等

規
則

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 54 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

18章 作業に関する規定

18.2 作業要件

18.2.2 通常時用のオペレーションマニュアル

-2.(18)として次の1号を加える。

-1. (省略)

-2. 通常時用のオペレーションマニュアルには、また、以下の事項のうち、該当するものを含まなければならない。

- (1) 十分な復原性の維持及び復原性資料の使用に関する要領
- (2) 軽荷重量の変更に関する日常的な記録に関する要領
- (3) 船舶の各状態における荷重状態の例及びその他の荷重状態を評価するための指針
- (4) 半潜水型船舶にあつては、バラスト装置の使用及び代替手段に関する説明、概要図及び要領。なお、横傾斜及びトリム角に対するポンプ容量等に関する制限について説明を加えなければならない。
- (5) ビルジ管装置の使用及び代替手段に関する説明、概要図及び要領。なお、ビルジ管装置が直接接続されない区画の排水に関する制限について説明を加えなければならない。
- (6) 燃料油の貯蔵及び移送手順
- (7) 船舶の状態を変更する手順
- (8) 荒天時の運航に関する要領並びに異常荷重状態において船舶の状態を変更するのに要する時間及び船舶の状態を変更する要領
- (9) 投揚錨設備並びに係留及び係船手順に関する説明及び使用制限
- (10) 人員移乗手順
- (11) ヘリコプタの離発着及び給油要領
- (12) クレーン操作上の使用制限
- (13) 自動船位保持設備に関する説明及び使用制限
- (14) 危険物及び放射性物質の貯蔵及び取り扱いに関する国際規則への適合を確認する手順
- (15) 坑井試験に用いる設備の配置及び安全な使用に関する要領。坑井試験中にガスが放出する恐れがある場所は、**13.1.3**の規定に従って危険場所の分類を行わなければならない。
- (16) 他の船舶が接舷する手順

- (17) 乗組員の危険を最小とする曳航作業に関する要領
- (18) 救命艇操練の代替手段の実施に関する要領

18.2.14 操練

-4.を次のように改める。

- 4. 操練は、出来る限り、実際の事態を想定して行わなければならない、少なくとも次の**(1)**及び**(2)**を実施しなければならない~~すること~~。
 - (1) 救命設備の作動及び使用。
 - (2) 自由降下式救命艇を除き、少なくとも1艇について、救命艇エンジンの始動及び救命艇の降下。可能であれば、少なくとも3ヶ月に1回、担当者が乗船して進水し、操船しなければならない。
 - (3) 前(2)の進水及び操船に関する規定に代えて、本会が適当と認めるガイドラインに従った手段又は主管庁が認めるその他同等の手段を実施してもよい。

附 則

- 1. この規則は、2015年12月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物等

要
領

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 74 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015年12月25日 達 第74号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

改正その1

P18 作業に関する規定

P18.2 作業要件

P18.2.14 として次の1条を加える。

P18.2.14 操練

規則 P 編 18.2.14-4.(3)にいう「本会が適当と認めるガイドライン」とは，“GUIDELINES ON ALTERNATIVE METHODS FOR LIFEBOAT DRILLS ON MODUs” (MSC.1/Circ.1486) をいう。

附 則（改正その1）

1. この達は、2015年12月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

P13 危険場所の機関及び電気設備等

P13.2 通風装置

P13.2.1 を次のように改める。

P13.2.1 海底資源掘削船

規則 P 編 13.2.1-5.(6)にいう「火花を発することがないように設計されたもの」とは、R4.5.4-1.(2)に適合する通風装置通風機をいう。この規定の適用上、当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には、13mm×13mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

P13.2.2 として次の1条を加える。

P13.2.2 貯蔵船

規則 P 編 13.2.2-1.(2)(c)にいう「火花を生じない構造のもの」とは、R4.5.4-1.(2)に適合する通風機をいう。この規定の適用上、当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には、13mm×13mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

附 則（改正その2）

1. この達は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。